

鳥取県告示第 130 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成20年4月21日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成20年2月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取県ボランティア協会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

大平 高志

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市淀江町佐陀380-12

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域の連帯意識の希薄化に起因する相互扶助精神の低下等、地域社会が抱える諸問題を解決するために、広く地域住民、企業等に対してボランティア活動を行うことによって地域社会に貢献し、以て地域社会におけるコミュニケーションの創造を通じて、ボランティア精神を育成することを目的とする。